



写

平成25年5月31日

長野市長 鷲澤正一様

長野市特別職報酬等審議会

会長 上條宏之



市長及び副市長の退職手当の額について（答申）

平成25年4月26日付け25職第15号で諮問がありましたこのことについては、
慎重に審議した結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

1 本 文

市長及び副市長の退職手当の支給割合を、次のとおりとすることが適当である。
なお、早急に関係条例を改正することが望ましいと考える。

	支給割合		改定率
	改定後	従 前	
市 長	100分の42	100分の50	△16%
副 市 長	100分の29.4	100分の35	△16%

2 答申理由

国は、国家公務員の退職手当について、人事院が行った調査結果に基づき、官民均衡を図るために設けられている「調整率」を平成25年1月から段階的に引き下げるため、国家公務員退職手当法を改正した。

また、長野市は、国から「国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請」されたことに伴い、一般職職員の退職手当条例を改正し、平成25年4月に施行している。

以上の状況を踏まえ、当審議会では、市長及び副市長の退職手当の額についても、引き下げることが妥当であるとの結論に至った。

また、支給割合の改定率については、一般職職員の退職手当に係る調整率が、改正前と比較して約16%の引下げとなっていることを考慮し、16%引き下げることとしたものである。